

○特定国有財産整備計画に取り込む「処分すべき国有財産」の範囲について

〔 昭和 45 年 2 月 25 日
蔵 理 第 453 号 〕

改正 昭和 48 年 1 月 20 日 蔵理第 5596 号
平成 元年 4 月 1 日 同 第 1668 号
同 5 年 12 月 28 日 同 第 5037 号
同 12 年 12 月 26 日 同 第 4612 号
同 22 年 3 月 31 日 財理第 1414 号
同 29 年 10 月 6 日 同 第 3315 号
令和 元年 7 月 5 日 同 第 2378 号
同 5 年 12 月 14 日 同 第 3330 号

財務省理財局長から財務（支）局長、沖縄総合事務局長宛

国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法（昭和 32 年法律第 115 号）第 5 条に規定する特定国有財産整備計画（以下「整備計画」という。）に取り込む「処分すべき国有財産」の範囲については、下記のとおり取り扱うこととしたから通知する。

記

1 整備計画の実施により取得される国有財産は、機能の面からみて現在使用している国有財産に代わる施設として取得されるものであるから、取得される国有財産に見合う処分財産は、現在使用している施設全体であって、これが整備計画に取り込まれることとなるものである。したがって昭和 44 年 5 月 23 日付蔵理第 2157 号「特定国有財産整備計画の策定及び実施事務の取扱要領について」通達様式 4 による特定国有財産整備計画要求概要書（以下「概要書」という。）において各省各庁の部局長が現に使用している国有財産の一部のみを「処分すべき国有財産」として要求してきた場合には、当該事案について相手方部局と十分な打合せを行ない、できる限り、現に使用している国有財産の全部を取り込むこととするように努めることとする。

なお、各省各庁の長が、当該事案について国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法施行令（昭和 32 年政令第 114 号）第 5 条に定める特定国有財産整備計画要求書（以下「整備計画要求書」という。）を提出する場合には、処分財産から除いて留保しようとする国有財産の区分、数量、価格及び留保する理由を記載させ、理財局において審査のうえ、その可否を決定することとしている。（国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法施行細則第 2 号様式作成要領三の 11 参照）

2 各省各庁の部局長から提出された概要書または各省各庁の長から提出された整備計画

要求書に掲げられた「処分すべき国有財産」の一部を、財務局において公共用地、公務員宿舎用地、庁舎用地またはこれらの用地を取得するための交換財源とするため、留保しようとする場合もあると考えられるが、このような措置は上記1の原則にてらして、できるだけ制限すべきである。しかし、現下の土地事情からやむをえず留保せざるを得ないときは、あらかじめ、別紙様式により理財局に協議し、同意を得たうえで、次の措置を講ずることとする。

- (1) 理財局の同意が得られた事案のうち、留保部分を除いたのちの国有財産の処分見込価格が取得見込価格を下回らない財産については、留保しようとする部分の用途廃止をさせ、財務省所管一般会計所属の普通財産として財務局に引継がせるものとする。この場合の引継ぎは、整備計画の実施による「取得すべき国有財産」の取得が完了した後、すみやかに行なわせるものとする。
- (2) 「処分すべき国有財産」の一部を留保することにより、処分見込価格が取得見込価格を下回ることとなる場合には、留保措置を講ずることは原則として行なわないこととする。

(別紙様式)

〇〇〇第〇〇号
令和 年 月 日

財務省理財局
国有財産調整課長 殿

財務(支)局管財部長

特定国有財産整備計画に取り込む「処分すべき国有財産」の一部留保
について

昭和45年2月25日付蔵理第453号「特定国有財産整備計画に取り込む「処分すべき国有財産」の範囲について」通達記2の規定により別紙のとおり協議します。

(別紙)

1 留保しようとする財産の明細

口座名	所在地	区分	種目	構造	数量		処分見込格 価		摘要
					口座 全体分	留保 部分	口座 全体分	留保 部分	
					m ²	m ²	千円	千円	

2 財務局が留保しようとする理由(具体的かつ詳細に記載すること。)

3 留保しようとする財産を所管する部局名及び現在の用途

4 その他参考となる事項

(注) 1 用紙は日本産業規格A列4番とする。

2 留保する財産が2件以上あるときは、別紙は事案ごとに別葉とすること。

3 留保する財産が土地の場合は、当該口座の周囲の状況を明らかにした地形図の上に、留保する部分を表示した図面を添付すること。